

美濃加茂市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
同条第 1 項及び第 5 項の規定による令和元年度工事監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 27 日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和
同 酒 向 信 幸

令和元年度 工事監査結果報告書

1. 監査の範囲

- 1) 監査種類 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査
- 2) 監査対象 令和元年度 下則友南坂線道路改良工事
所管課 建設水道部土木課
- 3) 監査実施日 令和 2 年 1 月 21 日(火)
- 4) 監査方法

監査の実施に当たっては、工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員からの説明を求め実施した。

なお、技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

2. 工事の概要

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋地内の 418 号線からの波線下則友南坂線で歩道未施工区間について、通学路の安全対策プログラムにも入っている蜂屋小学校に通う児童の重要な通学路に位置付けられている歩道であり、平成 26 年度実施した詳細設計に基づいた道路改良工事を実施することで、通学路の安心安全を確保する工事である。

国交省の社会資本整備補助、さらに通学路対策といった重点事業になっており 55%の補助対象事業となっている。

- ・ 施行延長 L=80.0m
- ・ 土工 土砂 V=2100m³、軟岩Ⅰ V=700m³、軟岩Ⅱ V=3480m³、
中軟岩 V=470m³
- ・ 法面工 植生基材吹付工 A=590m² 植生マット工 A=1100m²

- ・ 排水構造物工 N=1 式
- ・ 仮設防護柵工 L=104m
- ・ 伐木工 N=1 式

3. 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正に効率的に執行されているものと認められた。

また、技術的な所見は、別紙報告書に記載したとおりである。

なお、別紙報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等を検討されたい。

○下則友南坂線道路改良工事

1. 工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をし、また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認も願います。
2. 施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、請負契約の写し（注文書、請書）等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて指導をお願いします。
3. 設計照査が、打合せ簿にて実施されていたが、岐阜県様式等を使用し施工前に提出させることが望まれる。
4. 現場で作業する者が（常時10人～49人）の場合、統括安全衛生責任者、安全衛生責任者は、「準ずる者」とすることが望ましく指導をお願いします。
5. 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させる等の指導をお願いします。

6. 産業廃棄物処理に際して、前段に「建設廃棄物処理フロー図」を添付させると、発生材別の収集運搬業者及び処理業者との契約書が、チェックしやすいので、今後指導をお願いする。
7. 現場での「始業前点検」実施の指導確認をお願いする。
8. 施工現場は、斜面崩壊等の危険要因もあり、また、近くに参拝者参道がある。立入ろうとする一般者もいることを想定し、囲い及び「関係者以外立入禁止」周知看板を設置しておくこと。
9. 掘削、法切り箇所と作業員通路を明確にしておくこと。また、掘削作業の下部への立入禁止措置を行うこと。ともすれば、作業員の油断、安心から想定しないことが起こりうる。徹底させること。
10. 危険要因の多い現場である。降雨時等の湧水、特に法肩部の排水状況確認、亀裂の確認を行い、異常を発見した場合は適切な措置を講じること。
11. 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引（愛知県建設局 2-5）及び「愛知県現場必携 1-13（5）」より、「工事現場の掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を請負業者へ指導徹底をお願いする。
 - ア. 「公衆の見やすい位置掲示」と「関係労働者の見やすい位置掲示」と区別する。
 - イ. 大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項による調査結果を掲示していなかった。指導徹底をお願いする。
 - ウ. 作業中止基準を掲示しておくことが望ましい。

美濃加茂市

令和元年度 工事技術調査結果報告書

令和2年2月14日（金）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和2年1月21日（火）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎3階第3会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	永 田 博 和
〃 監査委員	（議選）	酒 向 信 幸
調査立会者：監査委員事務局	局長	山 田 久美子
〃	主任	矢 島 宏 紀

調査対象工事

下則友南坂線道路改良工事

1 工事内容説明者

調査出席者

建設水道部	部長	西田恒夫
〃	土木課 課長	日比野剛司
〃	〃 建設係 係長	大塚雅之
〃	〃 〃 主任	宇佐見正信
経営企画部	財政課 検査監	桜井英樹

工事請負者

塚本産業株式会社

現場代理人（監理技術者） 長尾香織

2 工事概要

(1) 工事場所 : 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋地内

(2) 工事内容

本工事は、下則友南坂線における道路改良工事の未施工区間について、平成26年度実施した詳細設計に基づき道路改良工事を実施するものである。本工事区間は通学路として利用されているが、未施工区間については道路幅員が狭く通学時の危険性が高いことから、重点事業として取り組み、より安全に通学できる道路を構築するものである。

ア 工事概要

施工延長 L=80.0m

・土工

土砂 V=2100m³、軟岩Ⅰ V=700m³、軟岩Ⅱ V=3480m³、中硬岩 V=470m³

・法面工

植生基材吹付工 A= 590m²

植生マット工 A=1100m²

・排水構造物工 N=1 式

・仮設防護柵工 L= 104m

・伐木工 N=1 式

(3) 工事請負業者

塚本産業株式会社

【第1回目で落札】

「指名競争入札（8者）予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設計：大日コンサルタント株式会社

工事監理：直営

(5) 事業費	当初	変更
設計額等（税込）	72,601,920 円	79,300,100 円
請負金額（税込）	62,348,400 円	68,099,900 円
（うち消費税及び地方消費税額 4,618,400 円）（うち消費税及び地方消費税額 6,190,900 円）		

(6) 工事期間

令和元年 8 月 14 日から令和 2 年 3 月 20 日まで

(7) 進捗状況 （令和元年 11 月 30 日現在）

計画出来高 24.1% 実施出来高 21.1% 【計画より 3.0%遅れ】

(8) 工事監督員

建設業法第 19 条の 2 第 2 項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員	建設水道部土木課	日比野 剛 司
主任監督員	〃	大 塚 雅 之
一般監督員	〃	宇佐見 正 信

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第 234 条の 2 関係）として、履行保証制度※¹の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

6,234,840 円

ア 契約保証 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※ 1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

24,930,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

本工事については、指名競争入札に付されていた。「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第 167 条の 4 並びに同令第 167 条の 11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に

執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・指名通知日 令和元年7月16日

・開札日 令和元年8月7日

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第3項に規定された必要な見積期間（5000万円以上＝15日間）が確保されていた。

（指名通知日：7月16日～入札日：8月7日 見積期間15日以上）

適正であった。

【土木一式工事】

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（平成29年4月1日改正）」に基づき、適切に締結されていた。

(4) 現場代理人及び監理技術者届

現場代理人・監理技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度^{※2}への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。

工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をお願いします。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いします。

建退共の証紙購入費は、現場管理費に率計上されている。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

建設工事保険等に受注者が加入していた。

「工事請負契約約款」第51条（火災保険等）第3項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されており、契約書の控えを提出させ、適正であった。

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

本工事区間は通学路として利用されているが、未施工区間については道路幅員が狭く通学時の危険性が高い。

安全に通学できる道路を構築する必要性があり、施工性、経済性、利便性等を総合的に判断し計画する。

(2) 設計に関する書類

ア 設計方針

本工事では、仮設防護柵を設置したのち伐木工を施工し地山の掘削を行う。

地山の掘削では、地山頂点から片切掘削にて地山下部へ掘削していく。掘削箇所は崩落する危険性があるため法面保護を実施し、切り直し等が発生しないよう対処することとする。

本工事は地盤高で管理を行う。

イ 設計について

本工事設計は、大日コンサルタント株式会社に、「設計業務委託」していた。

施工区間は、道路幅員が狭く通学時の危険性が高い。

より施工中の安全に配慮し道路構築を行う。設計書類は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、職員チェックを実施していた。

設計図書は、適正に作成し、設計は適切である。

【実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の内容	発行年月日	著者
1	道路設計要領	H24年9月	岐阜県県土整備部
2	土木工事数量算出要領	H24年4月	中部建設協会
3	国土交通省土木構造物標準設計1・2	H12年9月	全日本建設技術協会
4	土木構造物設計マニュアル(案)	H11年11月	建設省
5	水理公式集	H11年11月	土木学会
6	土木関係JIS要覧	H12年1月	新日本法規
7	2007年制定コンクリート標準示方書 規準編	H19年5月	土木学会
8	2002年制定コンクリート標準示方書 コンクリート編・舗装編・構造性能照査編・耐震性能照査編	H14年3月	土木学会
9	道路構造令の解説と運用	H16年2月	日本道路協会
10	クロソイドポケットブック改訂版	S49年8月	日本道路協会
11	道路土工要綱	H21年6月	日本道路協会
12	道路土工 施工指針	S61年11月	日本道路協会
13	道路土工 軟弱地盤対策工指針	S61年11月	日本道路協会
14	道路土工 切土工・斜面安定工指針	H21年6月	日本道路協会
15	道路土工 擁壁工指針	H24年7月	日本道路協会
16	道路土工 カルバート工指針	H22年3月	日本道路協会
17	道路土工 仮設構造物工指針	H11年3月	日本道路協会
18	杭基礎設計便覧	H19年1月	日本道路協会
19	杭基礎施工便覧	H19年1月	日本道路協会
20	舗装設計・施工指針	H18年2月	日本道路協会
21	舗装設計便覧	H18年2月	日本道路協会
22	舗装施工便覧	H18年2月	日本道路協会

(3) 工事積算

ア 積算に関する書類

【コスト縮減】

公共工事適正化推進委員会の点検を行い、適正に設計・積算を行った。

ア) 積算

積算は、岐阜県発行の『令和元年度積算基準及び歩掛表（共通編）（河川・道路編）』に準拠し、適正に算出されていた。

また、年度当初に作成した「令和元年度設計単価表（岐阜県兼土整備部都市建築部）」の設計単価により、適正に単価の決定がなされていた。

また、単価設定に際して、基準書より「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上から見積り徴収を行い、市場性を鑑み、異常値を排除し、見積り金額の平均単価を美濃加茂市単価としての決定を行い、予定価格算出に伴う積算を実施していた。

見積徴収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理されていた。また、設計内訳書の表紙に「適用年月日（令和元年6月1日）」と記載し、積算時根拠記述を明確に示していた。適正であった。

ウ) 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

【積算参考図書】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	積算基準及び歩掛表	令和元年度	岐阜県
2	実施設計書に使用する単価表	平成31年4月1日	岐阜県
3	建設物価	平成31年6月	財団法人建設物価調査会
4	積算資料	平成31年6月	財団法人経済調査会
5	土木コスト情報	平成31年6月	財団法人建設物価調査会
6	土木施工単価	平成31年6月	財団法人経済調査会

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

【建設業法 24 条の 7】

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき、「建設業許可書」、添付されていた。

入札契約適正化法の規定及び建設業法第 19 条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

施工体制台帳（2 次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、請負契約の写し（注文書、請書）等で、下請業者に「法定福利費」項目として計上されているかの記載も併せて指導をお願いする。

【参考】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）○ 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）○ 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）○ <u>工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。</u>○ 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。
（建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条） |
|---|

(4) 工程表

施工計画に実施工程表が作成・提出され整備されていた。

毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。

(5) 設計照査

設計照査が、打合せ簿にて実施されていた。岐阜県様式等を使用し施工前に提出させることが望まれる。

【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第 18 条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」

②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

(6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。適正であった。

ここで、現場体制図等で統括安全衛生責任者の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務付けられていない「中規模建設工事」において、現場で作業する者が（常時 10 人～49 人）の場合、統括安全衛生責任者、安全衛生責任者は、「準ずる者」とすることが望ましく指導をお願いします。

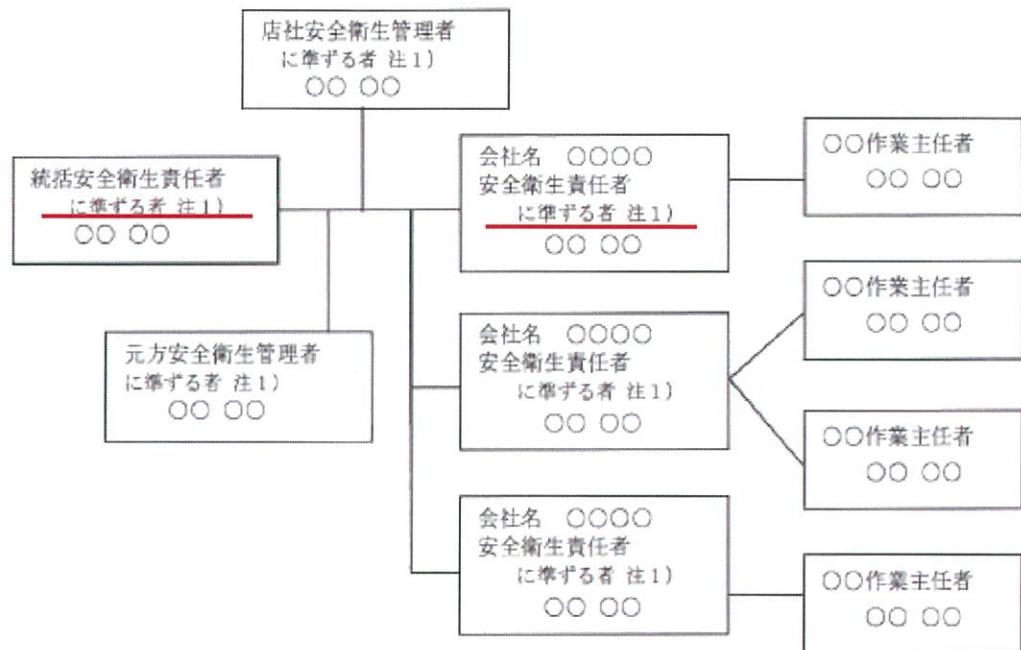
【中規模建設工事現場における安全衛生管理指針：基発第 209 号 労働基準局】

参考資料

【安全管理組織表等 作成例】

工事現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止及び疾病を予防するとともに、第三者に対する公衆災害を防止するため、下図を参考に安全管理の組織表を作成する。（「現場点検の手引き」参考）また、作業主任者一覧表は工事現場の関係労働者が見やすい箇所に掲示する。
注2)

《 安全管理組織表 》



注1)「に準ずる者」は、現場で作業する者が、常時 10～49 人の場合、配置する。詳しくは、「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」(平成 5 年 3 月 31 日付け基発第 209 号 労働省労働基準局長 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について)による。

また、現場作業員が常時 10 人以上いない場合は、準ずる者 注1)の選任の必要はないが、安全衛生に関する措置について作業員の多少は関係なく、常時 10～49 人の場合の体制に準ずることが望ましい。

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

- (2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(4) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させる等の指導をお願いします。

・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（平成30年11月22日）」

工事ID9595915 一般財団法人 日本建設情報総合センター
を確認した。適正であった。

「COBRIIS」・Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。
- ・インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について

平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。
- ・インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

(5) 産業廃棄物処理に際して、前段に「建設廃棄物処理フロー図」を添付させると、発生材別の収集運搬業者及び処理業者との契約書が、チェックしやすい。今後指導をお願いします。

3-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。

- (3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
- ・「安全作業指示書・安全日誌」
 - ・「KYミーティング日報」
 - ・「新規入場者申告票」
 - ・「建設機械始業前点検票」現場での「始業前点検」実施の指導確認をお願いする。
- (4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であるとのことである。
- 4 現場施工状況調査における所見
- 現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。
- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 作業場所に防護柵を設置し、環境配慮がなされていた。
- (3) 施工現場は、斜面崩壊等の危険要因もあり、また、近くに参拝者参道がある。立入ろうとする一般者もいることを想定し、囲い及び「関係者以外立入禁止」周知看板を設置しておくこと。
- (4) 掘削、法切り箇所と作業員通路を明確にしておくこと。また、掘削作業の下部への立入禁止措置を行うこと。ともすれば、作業員の油断、安心から想定しないことが起こりうる。徹底させること。
- (5) 危険要因の多い現場である。降雨時等の湧水、特に法肩部の排水状況確認、亀裂の確認を行い、異常を発見した場合は適切な措置を講じること。
- (6) 建設業法等による工事現場掲示物「建築工事事務の手引（愛知県建設局2-5）及び「愛知県現場必携1-13（5）」より、「工事現場の掲示について」を参考に掲示すべきものを徹底させること。また、記載方法等を請負業者へ指導徹底をお願いする。
- ア 「公衆の見やすい位置掲示」と「関係労働者の見やすい位置掲示」と区別する。
- イ 大気汚染防止法第18条の17第1項による調査結果を掲示していなかった。指導徹底をお願いする。
- ウ 作業中止基準を掲示しておくことが望ましい。

ア【参考】工事現場への掲示 【愛知県土木工事現場必携 1-13 より】

参考 4. 工事現場への掲示について

建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

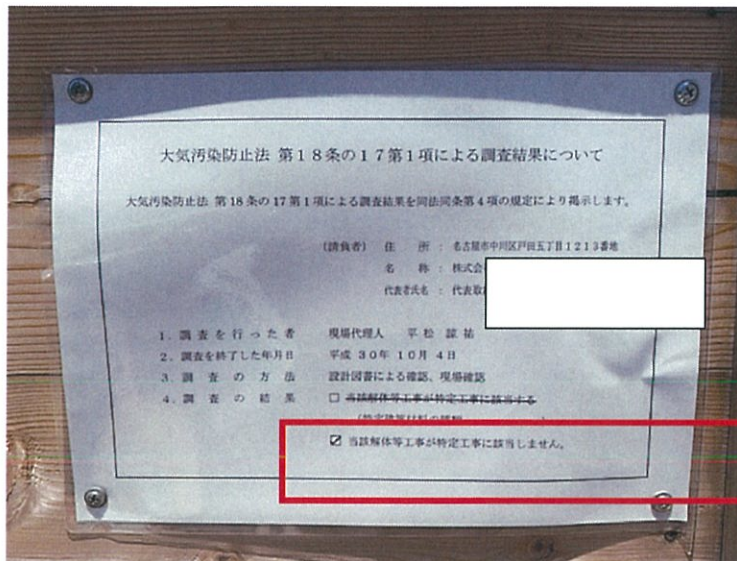
掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
工事名称、発注者等を示す表示板	適切な場所	全ての工事	仕様書等
建設業の許可票	公衆の見やすい場所	下請負人を含む全ての建設業者	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条 (縦 25 cm 以上×横 35 cm 以上)
施工体系図	工事関係者及び公衆が見やすい場所	施行体制台帳作成対象の工事	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条
再下請負通知書の提出案内 注)	工事現場の下請負人が見やすい場所	施行体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法通知済ステッカー	公衆が見やすい場所	同ステッカーを受領した工事	
労災保険関係成立票	労働者が見やすい場所	全ての工事	労働災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	
作業主任者一覧表	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条
大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項による調査結果	公衆に見やすい場所	解体等工事(建築物等の解体、改造、補修作業を伴う工事)	大気汚染防止法第 18 条の 17 第 4 項 石綿障害予防規則第 3 条

注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく〇〇まで、建設業法施行規則第 14 条の 4 第 1 項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して、同様の書類の提出をしてください。

(株) 〇〇建設

イ【参考】



(7) 建設工事公衆災害防止対策要綱が改正され、作業中止基準の具体的数値を記載させ対応させることが望ましい。(例：現場掲示板等に掲示)

また、同様に緊急時に作業員の避難場所も見やすい位置に掲示させ、作業員に周知させることが望ましい。

【建設工事公衆災害防止対策要綱が改正され、2019年9月2日に公布・施行(国土交通省告示496号)】

ウ【参考】

◆労働安全衛生法では、悪天候時及び地震後の作業規制を決めている。
(労働基準局の通達で次のようになっている)

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風



5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態を継続されたい。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。

安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害完成をお願いする。

以 上

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案